

① 税制情報

今回は最近お問い合わせが多い一般社団法人の特徴について記載します。

・一般社団法人の設立に必要な人数

まず前提として株式会社でいうところの株主が社員、取締役が理事という名称です。最低限社員は **2 名** 必要です。社員総会が最高意思決定機関となります。また、理事は **1 名** 最低限必要となります。社員が理事を兼ねることは当然可能です。

理事会設置一般社団法人である場合は最低理事が **3 名** 必要となります。

・機関設計の種類（大規模の場合は①または②ですが、通常は③が多いです）

- ①、社員総会＋理事＋監事＋会計監査人
- ②、社員総会＋理事（最低 3 名）＋理事会＋監事＋会計監査人
- ③、社員総会＋理事（小規模ではこれが多い）
- ④、社員総会＋理事＋監事
- ⑤、社員総会＋理事（最低 3 名）＋理事会＋監事

・基金

基金とは、一種の外部負債であり、基金の拠出者の地位は一般社団法人の社員たる地位とは結び付いていません。0 円でも設立できます。

・残余財産

社員や設立者に対する剰余金の分配（出資者への配当）、残余財産の分配を行ってはなりません。この点が株式会社とは大きく違います。

・報酬

社会通念に従った適正な報酬（給与）を貰うことは問題ありません。社団法人の場合、株式会社と異なり剰余金（利益）部分は本業のみに再投資をし、剰余金の分配を行ってはならないとなっていますが、適正な報酬の支払いは剰余金の分配には当たりません。

・会計帳簿

基本的には株式会社と変わりありません。

・法人税の課税

1、非営利型の一般社団法人（①非営利性が徹底された法人、②共益的活動を目的とする法人）

→限定された 34 業種の収益事業に関する所得だけが課税対象となり、収益事業以外の所得には課税されません

2、それ以外の一般社団法人（通常はこちらが多い）

→株式会社と同じく収益事業のみならずすべての事業に係る所得に対して法人税が課税されます。

非営利型の一般社団法人の種類は**2種類**あります。

①**非営利性が徹底された法人**(以下の4つの要件があり、その全てを満たす場合のみ認められる)

- ・定款に剰余金の配分を行わない旨の定めがあること
- ・定款に解散時の残余財産が公益法人等の一定の公益的な団体に帰属する旨の定めがあること
- ・上記の要件にある定款の定め違反した行為を行っていないこと
- ・理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること

②**共益的活動を目的にする法人**(6つの要件があり、その全てを満たす場合のみ認められる)

＝非営利型法人として、会員から受け入れる会費により、会員に共通する利益を図るための事業を行う法人

- ・会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること
- ・定款に会員が負担すべき金銭の額(会費)の定めまたはこの額を社員総会の決議により定める旨の定めがあること
- ・主たる事業として収益事業を行っていないこと
- ・定款に特定の個人または団体(一定の公益的な団体等を除く)に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと
- ・特定の個人または団体に特別の利益を与えていないこと
- ・理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること

①、②に対しては34種類の限定された収益事業から生じた所得の金額に対してのみ法人税が課税されます。法人税が課される部分については、年800万円以下の金額については15%（H24年4月1日以降）の軽減税率が適用されます。それ以上の部分については25.5%の税率がかかります。

・**設立に係る費用**（下記合計約12万円＋報酬7万～8万円位＝大体20万円ほどで設立できます）

公証役場の定款認証費用(謄本代を含む) 約52,000円

登記の際の印紙代(登録免許税) 60,000円＝登記申請手数料

登記簿謄本 1通当たり 1,000円

印鑑証明 1通当たり 500円

②2月の主な税務

期限	内容
2月12日	1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
2月28日	12月決算法人の確定申告
2月28日	3月、6月、9月、12月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
2月28日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
2月28日	6月決算法人の中間申告の半期分
2月28日	消費税の年税額が400万超の3月・6月・9月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
2月28日	消費税の年税額が4,800万超の11・12月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告（10月決算法人は2ヶ月分

③スタッフの一言

今年も早いもので1ヶ月が過ぎました。ひとまず年末調整、法定調書という一大イベントを通過しましたが、これからは確定申告の時期に向かっていきます。寒さと乾燥で風邪やインフルエンザが流行る時期です。体調管理を万全に元気よく過ごしていきましょう。

緒方（東京）